

本資料は概要を記載したものに なります。申請時には「**建設コンサルタント登録規程**」と「**建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針**」にて詳細をご確認ください。(本資料においては、それぞれを「登録規程」、「運用方針」と記載しています)

建設コンサルタント登録制度とは

主に土木に関する21の登録部門の全部又は一部について建設コンサルタントを営む者が、一定の要件を満たした場合に、国土交通大臣の登録が受けられる制度です。

なお、登録の有無に関わらず、建設コンサルタントの営業は自由に行うことができます。

建設コンサルタント登録の要件

- 登録部門毎に、[※]常勤かつ[※]専任の技術管理者をおくこと。
- 資本金の額が500万円以上かつ自己資本額が1000万円以上であること。
(個人の場合は自己資本額1000万円以上のみ)
- 登録の欠格要件に該当しない者であること(登録規定第6条)

※常勤:休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務すること。

※専任:地質調査業の技術管理者、建築士事務所の管理建築士、その他の専任であることが求められる者を兼任することはできない。

※運用方針別表2に掲げる部門の組み合わせに限り、複数の登録部門に同一の技術管理者を置くことも可能。

技術管理者となるための条件

資格① 技術士

資格② 一級建築士(都市計画及び地方計画部門のみ)

資格③ 国土交通省の認定を受けたもの

技術士、一級建築士と同程度の知識及び技術を有する者として国土交通大臣に『認定』された者を技術管理者としておくことができます(登録規程参照)。

※技術士、一級建築士、認定、それぞれの条件により必要とされる実務経験年数等が変わります。詳細は次ページの表をご確認ください。

技術管理者の要件

技術管理者に必要とされる資格や実務経験年数等は表1のとおり。

区分		技術士登録部門、科目	実務経験年数	実務経験の証明	受付時期
イ	技術士 (造園部門を除く部門への申請)	登録規程別表のとおり	不要	不要	随時
	技術士 (造園部門への申請)	「建設もしくは総合技術 監理部門」の都市計画及 び地方計画	3年以上(造園部門)	必要	随時(事前審査あり)
	一級建築士 (都市計画及び地方計画部門への申請)		5年以上(都市計画 及び地方計画部門)	必要	随時(事前審査あり)
ロ	認定 ※表2を参照	「イ」に該当しない者	表2を参照	認定申請に必要 (認定された後の登録申請に 証明は不要)	認定申請は7/1~7/31

↓
技術士や一級建築士と同程度の知識及び技術を有する者として国土交通大臣に『認定』された者を技術管理者としておくことができます。

区分	実務経験年数	学科等
RCCM資格試験合格者	5年以上 (試験合格後、技術管理者又は 技術士の指導のもとで、技術上の管理を行う業務)	運用方針別表3のとおり
他部門の技術士登録者	10年以上	登録規程別表の下欄の選択科目に限る
大学又は高等専門学校卒業者	20年以上(卒業後)	不問
上記以外	30年以上	不問

※認定を受けようとする業者に『表1のイ』の資格をもつ技術管理者がいない場合、建設コンサルタント登録を受けていない場合は認定を行いません。

※認定は、個人ではなく、業者に対して行うものです。認定を受けた者が退職した場合はその効力を失います。

※本資料の詳細は「建設コンサルタント登録規程」と「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針」にてご確認ください。

※認定申請については国土交通省(本省)のHPで資料を入手できます。